

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(十二) 平二十四・十・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算 貸 借 対 照 表 と の 差 額 の 明 細 前 期 分 以 前 期 分 以 前	期首社会・地域貢献準備金の金額	7	円
積立限度額		2			当期益金算入額	8	
(当期の日本郵政株式会社法第13条第2項に規定する利益金の額のうち社会・地域貢献基金に積み立てた金額)					同上以外の場合による益金算入額	9	
積立限度超過額		3			計	10	
(1) - (2)					(8) + (9)		
当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)					当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)	11	
差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)					差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	
累積限度超過額 (5)					累積限度超過額 (5)	13	
累積限度超過額の計算	差引社会・地域貢献準備金の金額 (12)	4			期末社会・地域貢献準備金の金額 (12) - (13)	14	
	累積限度超過額 (4) - 1兆円	5			貸借対照表に計上されている社会・地域貢献準備金	15	
限度超過額合計 (3) + (5)		6			差引	16	
					(15) - (14)		
					当期	貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))	17
					当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18	
					前期末における差額 (前期の(16))	19	

別表十二（十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、日本郵政株式会社が、平成24年改正法附則第25条第3項（社会・地域貢献準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合又は同法附則第36条第3項（社会・地域貢献準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「期首社会・地域貢献準備金の金額7」には、当期首現在の税務計算上の社会・地域貢献準備金の金額を記載します。